

関係業界団体 各位

財政局技術監理部技術監理課長

## 工事における法定外の労災保険の付保に係る 積算及び設計図書への明示について(通知)

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

さて、令和元年 6 月に改定された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）」において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたこと等を踏まえ、本市建築・設備工事においても、下記のとおり取り組むことといたしました。

当該取組みについて何卒ご理解いただき、法定外の労災保険への付保を実施していただくとともに、貴団体傘下の会員への周知の程をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 対象工事

『公共建築工事積算基準』及び『公共住宅建築工事積算基準』により積算する、  
建築・設備工事（緊急修繕除く。）

#### 2. 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、以下の記載例を参考に、特記仕様書へ明示する。

<記載例>

第〇条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。なお、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

#### 3. 付保状況の確認

工事請負契約書第 56 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとする。

<工事請負契約書>

第 56 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### 4. 適用年月日

令和 2 年 11 月 1 日以降に積算を行う案件から適用する。

以上

【問い合わせ】  
財政局 技術監理部 技術監理課  
TEL 711-4844